キ　原告は，「日本放送協会放送受信規約」（以下「放送受信規約」という。）を策定し（放送法29条１項１号ヌにより，受信契約の条項は，経営委員会の議決事項とされている。），同法64条３項に従いあらかじめ総務大臣の認可を受けて，これを受信契約の条項として用いている。

放送受信規約には，次の内容の条項が含まれている（放送受信規約は，受信契約の種別，受信料額及びその支払方法の変更等による改定が重ねられており，本件に関わる時期において改定されているものについては，時期を区別して記載する。）。

⑺　受信契約の種別（第１条）

①　平成17年４月１日から平成19年９月30日まで

受信設備のうち，衛星系によるテレビジョン放送を受信することのできるカラーテレビジョン受信設備を設置した者は，衛星カラー契約（衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む受信契約）を締結しなければならない。

②　平成19年10月１日以降

受信設備のうち，衛星系によるテレビジョン放送を受信することのできるテレビジョン受信設備を設置した者は，衛星契約（衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての受信契約）を締結しなければならない。

⑴　受信料支払の義務（第５条）

受信契約者は，受信設備の設置の月から，１の受信契約につき，次の額の受信料（消費税及び地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

①　平成17年４月１日から平成19年９月30日まで

衛星カラー契約については，訪問集金（口座振替等以外の方法による支払）では月額2340円。

②　平成19年10月１日から平成20年９月30日まで

衛星契約については，訪問集金では月額2340円。

③　平成20年10月１日から平成24年９月30日まで

衛星契約については，月額2290円。

④　平成24年10月１日以降

衛星契約については，継続振込その他の方法による支払（口座振替又はクレジットカード等継続払を除く。）では月額2220円。

⑼　受信料の支払方法（第６条）

受信料の支払は，次の各期に，当該期分を一括して行わなければならない。

第１期　４月及び５月
第２期　６月及び７月
第３期　８月及び９月
第４期　10月及び11月
第５期　12月及び１月
第６期　２月及び３月

ク　放送法施行後60年以上にわたり，原告は，同法に基づき業務を行ってきたが，近時に至るまで，受信契約の締結に応じない者に対して本件訴訟におけるような強制的な手段に及ぶことはなく，受信設備設置者との間で任意に締結された受信契約に基づいて受信料を収受してきた。原告が推計し公表するところによれば，受信契約の契約率は，平成28年度末において約８割である。

⑵　被告による受信設備の設置等

被告は，平成18年３月22日以降，その住居に，原告の衛星系によるテレビジョン放送を受信することのできるカラーテレビジョン受信設備を設置している。

原告は，平成23年９月21日到達の書面により，被告に対し，受信契約の申込みをしたが，被告は，上記申込みに対して承諾をしていない。

３　原告の請求は，被告に対し，①主位的請求として，放送法64条１項により，原告による受信契約の申込みが被告に到達した時点で受信契約が成立したと主張して，受信設備設置の月の翌月である平成18年４月分から平成26年１月分までの受信料合計21万5640円の支払を求め，②予備的請求１として，被告は同項に基づき受信契約の締結義務を負うのにその履行を遅滞していると主張して，債務不履行に基づく損害賠償として上記同額の支払を求め，③予備的請求２として，被告は同項に基づき原告からの受信契約の申込みを承諾する義務があると主張して，当該承諾の意思表示をするよう求めるとともに，これにより成立する受信契約に基づく受信料として上記同額の支払を求め，④予備的請求３として，被告は受信契約を締結しないことにより，法律上の原因なく原告の損失により受信料相当額を利得していると主張して，不当利得返還請求として上記同額の支払を求めるものである。

これに対し，被告は，放送法64条１項は，訓示規定であって，受信設備設置者に原告との受信契約の締結を強制する規定ではないと主張し，仮に同項が受信設備設置者に原告との受信契約の締結を強制する規定であるとすれば，受信設備設置者の契約の自由，知る権利，財産権等を侵害し，憲法13条，21条，29条等に違反すると主張するほか，受信契約により発生する受信料債権の範囲を争うとともに，その一部につき時効消滅を主張して争っている。

第２　平成26年（オ）第1130号・同年（受）第1440号上告代理人髙池勝彦ほかの上告理由及び上告受理申立て理由第２の４並びに平成26年（受）第1441号上告代理人永野剛志ほかの上告受理申立て理由について

１　放送法64条１項の意義

⑴ア　放送は，憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で，国民の知る権利を実質的に充足し，健全な民主主義の発達に寄与するものとして，国民に広く普及されるべきものである。放送法が，「放送が国民に最大限に普及されて，その効用をもたらすことを保障すること」，「放送の不偏不党，真実及び自律を保障することによって，放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって，放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って，放送を公共の福祉に適合するように規律し，その健全な発達を図ることを目的として（１条）制定されたのは，上記のような放送の意義を反映したものにほかならない。

上記の目的を実現するため，放送法は，前記のとおり，旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について，公共放送事業者と民間放送事業者とが，各々その長所を発揮するとともに，互いに他を啓もうし，各々その欠点を補い，放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく，二本立て体制を採ることとしたものである。そして，同法は，二本立て体制の一方を担う公共放送事業者として原告を設立することとし，その目的，業務，運営体制等を前記のように定め，原告を，民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け，これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。

放送法が，前記のとおり，原告につき，営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（20条４項，83条１項），事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは，原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。すなわち，上記の財源についての仕組みは，特定の個人，団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし，現実に原告の放送を受信するか否かを問わず，受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって，原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない。

原告の存立の意義及び原告の事業運営の財源を受信料によって賄うこととしている趣旨が，前記のとおり，国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし，そのために必要かつ合理的な仕組みを形作ろうとするものであることに加え，前記のとおり，放送法の制定・施行に際しては，旧法下において実質的に聴取契約の締結を強制するものであった受信設備設置の許可制度が廃止されるものとされていたことをも踏まえると，放送法64条１項は，原告の財政的基盤を確保するための法的に実効性のある手段として設けられたものと解されるのであり，法的強制力を持たない規定として定められたとみるのは困難である。

イ　そして，放送法64条１項が，受信設備設置者は原告と「その放送の受信についての契約をしなければならない」と規定していることからすると，放送法は，受信料の支払義務を，受信設備を設置することのみによって発生させたり，原告から受信設備設置者への一方的な申込みによって発生させたりするのではなく，受信契約の締結，すなわち原告と受信設備設置者との間の合意によって発生させることとしたものであることは明らかといえる。これは，旧法下において放送の受信設備を設置した者が社団法人日本放送協会との間で聴取契約を締結して聴取料を支払っていたこととの連続性を企図したものとうかがわれるところ，前記のとおり，旧法下において実質的に聴取契約の締結を強制するものであった受信設備設置の許可制度が廃止されることから，受信設備設置者に対し，原告との受信契約の締結を強制するための規定として放送法64条１項が設けられたものと解される。同法自体に受信契約の締結の強制を実現する具体的な手続は規定されていないが，民法上，